

# 定額複利預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 定額複利預金（はましん定額複利預金）
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 最長 5 年、（据置期間 6 か月） ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 6 か月経過後から 5 年までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は 1 か月前までに必要です。 ・ 最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いとなります。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1,000 円以上 1,000 万円未満 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 一部引出し * 据置期間（6 か月）経過後であれば、10,000 円以上 10,000 円単位でいつでも何回でも可能とします。 * 一部引出し後の残高には預入時の利率をそのまま適用します。 ただし、預入日の金額が 300 万円以上で一部払出後、300 万円未満となった場合は、その時点から預入日の 300 万円未満の利率に変更となります。 ・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利  (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 契約時の店頭表示の利率を約定利率とし満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 か月毎に複利計算します。
税 金	・ 利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の 5 年の約定利率に 0.5% 上乗せした利率） ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。

<p>中途解約時の 取 扱 い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として満期日前に解約することはできません。</li> <li>・ 預入日から6か月未満で解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。</li> </ul>
<p>金利情報の 入 手 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120-370-744）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul>
<p>その他参考と な る 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続、証書式での取り扱いとなります。</li> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</li> </ul>